

令和5年4月1日

## 下郷町農業委員会農地等の利用最適化推進に関する指針

下郷町農業委員会 会長 星 正 喜

「農業委員会等に関する法律」第7条第1項の規定に基づく、下郷町農業委員会に係る農地等の利用の最適化に関する標記指針を下記のとおり定める。

### 記

#### 1 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の年間解消目標 36ha

#### 【目標設定の考え方】

- ◆令和4年度の利用状況調査結果による緑区分となった145haを4年間で解消するため、年間目標を36haとする。
- ◆農業者の高齢化や担い手不足による遊休農地増加を防止するため、有効な作物の選定や農地の集積・集約化を図る。
- ◆農地所有者との積極的な相談や話し合いに応じ、農地中間管理機構への貸付促進を図る。

#### 2 担い手への農地利用集積について

(1) 集積の年間目標面積 86ha (うち新規集積面積71ha)

#### 【目標設定の考え方】

- ◆福島県が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に基づき、令和11年度末を目標として担い手への農地利用集積率を72%とする。

※農地面積1, 100ha × 72% ÷ 792ha

(792ha - 190ha) / 7年間 ÷ 86ha

- ◆担い手への農地集積、畑地作物の作付拡大等、稲作依存型からの脱却を推進していく。
- ◆経営感覚に優れた経営体の育成を図る。

## (2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取組

- ◆農地が集団化、連担化した条件で担い手へ集積するよう支援する。
- ◆町、中間管理機構、農協等との連携により農地中間管理事業の活用を図る。

## 3 新規参入の促進について

(1) 参入目標面積 2経営体 10ha

### 【目標設定の考え方】

- ◆令和6年度末までの3年間で上記目標の達成を目指す。
- ◆青年層における担い手の確保、育成が求められており、後継者や移住者などの新規参入促進に向けた取組が必要である。
- ◆地理的条件を生かした近隣市町村からの農業法人等参入も視野に入れていく必要があるため、町外への普及啓発を行っていくことが必要である。

- ◆新規参入相談は農地利用最適化推進委員が参加していくこととする。
- ◆町、県、農業団体等との連携を行い、積極的な調査等を実施していく。

#### 4 目標の見直しについて

- ◆毎年度末の総会で見直しを行い、必要に応じて変更を行っていく。
- ◆前項のほか、農業委員や農地利用最適化推進委員の意見があった場合は、総会において必要に応じて変更を行っていく。